

NPO法人そばネットジャパン
そばリストそば学検定実施要項(令和6年度版)

1. 目的

「NPO法人そばネットジャパンそばリスト検定基本規程(令和2年11月22日から施行)に基づき、そばに関する学問を学び、そば打ち技能とともに「手打ちそば伝道師」として日本の誇るべき手打ちそば文化の継承・発展に寄与する人材を育成するためのそば学検定実施に関する事項を定める。

2. そば学検定(選考試験)

そばに関する知識を「楽しく学ぶ」ことによりその成果を確認するため、この要項を定める。

3. 試験概要

(1)試験言語

日本語とする。

(2)実施主体

NPO 法人そばネットジャパン(以下「そばジャパン」という。)

(3)実施方法

そばリストそば学検定は、郵送、メール等による回答をもって実施する。

(4)事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所

実施回数、実施時期及び実施場所については、そば学検定部が計画し、ジャパン理事会の承認を受けて決定する。

(5)受験資格者

受験については年齢、性別、国籍、プロ、アマ等一切問わない。

(6)受験者の募集

そば学検定部は検定の実施においてソバジャパンホームページ等を通じて試験実施の周知を図るとともに、関係会員団体を通じて受験者を募集することとする。

(7)受験の申請等

そば学検定部は、(6)に基づき行う募集の期間内に行われた受験申請に限り受け、次の各号に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験票を受検者に対して交付する。

① 受検者氏名

② 必要記入事項

③ その他、そば学検定実施機関が定める添付資料

(8)受験料(税込)

受検	受 検 料 (円)		備 考
	そばジャパン会員	そばジャパン非会員	
1科目	2,200	3,300	

※ 上記金額は筆記試験受検者募集時に改定される見込みです。

(9)可否の通知方法

そば学検定部は、試験結果に対し、受検者にメール又は郵送にて合否を通知するものとする。

4. 試験実施体制

(1) 試験問題作成体制

試験問題はそば学検定委員が作成する。

なお、試験問題は、実施後公表する。

(2) 試験実施体制

そば学検定委員会は、(1)の試験問題をそばジャパンそば学試験実施機関(そば学検定部事務局)(以下試験実施機関)に提供し、そば学検定試験を実施する。

5. 試験科目

そば学検定科目	検定科目名	科目副題
そば学検定科目1	そばの歴史とそば食文化の発展	A 江戸蕎麦文化
		B そば切りの起源と江戸のそば屋
そば学検定科目2	ソバの植物学と食品科学	
そば学検定科目3	そば料理学	
そば学検定科目4	そば打ちの身体学・心理学・論語	A そば打ちの身体学
		B そば打ちの心理学
		C 『論語』から学ぶ心の処方箋
そば学検定科目5	そばの栄養学・食物アレルギー学	A そばの栄養学
		B 食物アレルギー学
そば学検定科目6	日本の伝統食文化(和食)学	
そば学検定科目7	郷土そばの技術と魅力学	テキスト編集中

6. 受検科目

そば学受検は、検定科目のうち3科目、5科目、7科目の受検が可能である。

- ① 合格科目に有効期限はない。
- ② 不合格科目を未受検科目とともに次回に受検することは可能である。

7. 合否の基準

そば学検定試験は得点の65%以上を合格基準とする。ただし、実施方法等に応じ合格基準の調整が必要な場合には、検定委員会が判断する。

8. 学位の授与

学びの成果として取得(合格)科目数により、そば学士(初級)、そば学修士(中級)、そば学博士(上級)の学位が授与される。(基本規定第7条第3項)

そば学士 3科目合格者

そば学修士 5科目合格者

そば学博士 7科目合格者

9. 登録料

各科目検定に合格し、学位に達した者は、下記登録料をそばジャパンに納入することにより、学位認定証が交付される。

学位顕彰	登録料 (円)税抜き		備考
	そばジャパン会員	そばジャパン非会員	
学士	5,000	6,000	
修士	5,000	6,000	
博士	5,000	6,000	

※ 上記金額は筆記試験受検者募集時に改定される見込みです。

10. 試験問題の管理

試験問題(試験問題案を含む。)は不正防止の観点から厳重な管理策を講じるとともに、原則非公表とし、試験終了後には試験問題を回収する等により、その管理の徹底を図ることとする。

11. 試験の不正防止策

- (1) 試験実施機関は、回答につき参考資料の単純コピー、及び他受検者回答の丸写しを判断した場合は不正回答として不合格にする。
- (2) 試験実施機関は、不正の手段によってそば学学術検定試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとする事ができる。

12. 試験結果の公表

そばジャパンは、試験後合格者名を遅滞なくホームページにて公表する。

13. その他必要事項

(1) 書類の保存

試験実施機関は、受検者の受検番号、氏名、生年月日、住所及び試験の成績の内容、合否等を記載した帳簿(以下「受検者台帳」という。)を作成し、保存する。

書類の保存期間は、原則として、受検票は試験実施の翌年度の始期から起算して1年、答案(採点を含む)は同2年、合格証書、受検者台帳は同 10 年とする。

(2) 合格の取り消し

以下の不正行為が合格証書交付後に判明した時は、試験実施機関は、当該不正行為を行った者に対して文書をもってその試験の合格を取り消すとともに、既に交付した合格証書を返還させる。

- ① 試験の問題等秘密事項について試験関係者に情報提供を求め、かつ、これを受けたとき
- ② 受験申請書の記載内容に偽りがあったとき
- ③ その他受験に関して不正行為があったとき

(3) 秘密保持義務等

試験問題作成機関及び試験実施機関の関係者は、試験の実施に当たり知り得た秘密を漏らし、又は、盗用してはならない。

(4) 個人情報の保護

試験問題作成機関及び試験実施機関の関係者は、試験の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱うこととする。